

II 交付申請事務について

1 事業実施期間

(1) 単年度事業

本事業は単年度事業であり、事業は原則として年度内に完了しなくてはならない。整備事業の完了日とは、都道府県又は市町村が事業主体の場合は工事の検査を完了した日、放送事業者又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）が事業主体の場合は工事の竣工日を指す。また、事業完了日には、単に施設・設備の工事が完了しているだけではなく、整備された施設・設備を用いて放送サービスを提供する見通しがたっている状態であることが求められる。

(2) 年度内執行について

整備事業は交付申請書に記載した完了予定日までに終えることが必要である。翌年度への繰越しは原則として認められない。仮に、事業の実施上のやむを得ない事情が発生した場合であっても、財政当局等に対して合理的な説明を求められることとなるので、事前に総務省に相談すること。

2 交付対象経費

(1) 交付対象経費については、以下の点に留意した確認を行うことが求められる。

① 整備中継局の施設・設備は事業の目的の達成のために真に必要なものか。

・補助の対象は、個々の事業内容にかんがみて、その事業の目的の達成に最低限必要となる施設・設備とし、それ以外のものは、交付対象とならない（放送開始のために必要とは言えないもの、使用時期が未定、使用目的や効果が不明確 等）。

② 用地取得費・道路費は、施設の整備に真に必要なものであり、かつ、必要最低限の費用であるかどうか（用地取得費のうち、土地の購入代金については、土地の評価額の上昇可能性にかんがみ、原則として交付対象として認めない）。

・補助金で整備しようとしている中継局に関係のない用地の取得や工事に係る費用が含まれていないように注意すること。

③ 調査設計費や撤去費は、施設の整備に必要な最低限の費用であるかどうか。

・特に調査設計費や撤去費等については、交付金の目的から逸脱していないか、著しく過大となっていないかを確認すること。

(2) 施設・設備費について

交付対象は、中継局の運用に必要となる施設・設備の整備に要する経費に限定される。

（1 局所で複数の事業者が整備する場合において、1者のみが特定の設備を設置する場合等においては、当該特定の設備の必要性を十分に精査すること。）

① 施設・設備の設置に要する経費について

中継局整備における鉄塔、局舎等の建築部材、空中線、送受信機等の放送機器といった、補助事業者の固定資産となる物品の設置に係る経費が対象となる。

② 附帯施設の設置に要する経費について

上記①に該当するもののほか、交付要綱に記載されている附帯施設についても、その設置に係る経費が対象となる。

③ 附帯工事費について

附帯工事費は、中継局整備に係る経費のうち、主に工事作業に必要となる経費全般のことをいう。具体的には以下のような経費が対象となる。

ア 施設・設備の建設、据付工事、進入路工事や基礎工事に係る経費等

イ 調査設計費：交付決定後に契約し、実施する現場調査、詳細設計等に係る経費（調査、設計、施工に付随して必要となる電柱共架等許可申請、道路の利用等に係る官公庁への手続等の代行等の費用を含む。）。ただし、事業実施主体が自らこれらの調査設計等を行う場合の事務費・旅費等は補助対象とならない。

ウ 改修補強費：施設及び電柱（自営柱、電力柱、NTT柱等）等の改修・補強等の工事に係る経費等。ただし、電力柱やNTT柱等他者の所有物の改修・補強については、経費負担が必要となる理由を示すこと。

エ 設備等の撤去に係る経費：撤去費については、建物等の既存の設備等を撤去しなければ本事業を遂行できない場合等、本事業を実施するために直接必要があると認められる場合に限り、補助対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。

オ 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）：中継局を整備する際に必要となる諸経費を補助の対象とする（本マニュアル「II 4（3-2）②ク」参照）。

（3）用地取得費・道路費について

① 用地及び道路の整備に要する経費

鉄塔や局舎等の整備に当たって必要となる不動産の購入や用地の造成、道路の整備等の経費については、必要最小限の範囲内で補助対象とする。道路の整備については、必ずしも最短の経路である必要はないが、整備の必要性を合理的に説明できる経路・距離であることが求められる。この範囲において、中継局の整備に伴って必然的に整備が必要となる作業道・索道や、局舎の運用以外の利用が予定されない道路等も補助対象として認められる。

② 附帯工事費

上記①を実施するための工事及び当該工事に係る諸手続、測量の代行に係る経費を補助対象とする。ただし、事業実施主体の社員の給与（事務費等の人工費）や出張に係る経費等については、地方公共団体の事務費の取扱い同様に、請求関係が明らかでないことから補助対象とならない。

「（3）用地取得費・道路費」のうち、土地購入に係る費用については、原則補助対象として認めない。補助対象とする申請についてはあらかじめ本省に相談すること。

（4）補助対象となる設備の取扱いについて

中継局整備について、限られた予算の中で可能な限り多くの要望に対応するため、本事業における以下の設備の取扱いについては下記のとおりとする。

なお、補助の可否については、本事業の目的に照らして真に必要な設備であること（例：放送の維持のために、常時又は定期的に使用するかどうか）を判断の基準として留意すること。

おって、本項の記述は中継局の整備内容を制限するものではなく、また、本事業の対象外の中継局の整備内容を制限するものでもない。

① 送受信機について

本事業による補助を受けて同一局所において複数の中継局を整備する場合は、原則として送受信機を同一の調達先（メーカー）から調達すること。中継局ごとに異なる調達先から調達しようとする場合は、

- ・当該局所の整備において送受信機を同一の調達先から調達するより、中継局ごとに異なる調達先から調達することが費用削減につながる合理的な理由
- ・中継局ごとに異なる調達先から調達せざるを得ない技術的な理由のいずれかが示されない限り認めない。

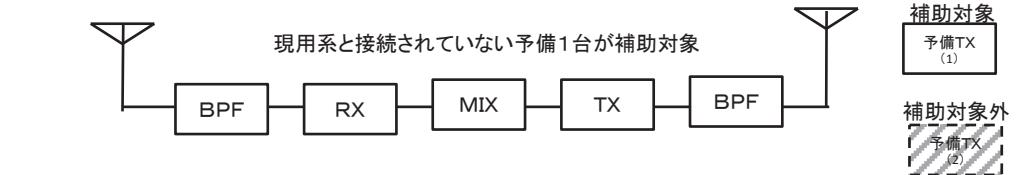
② 予備送受信設備について

補助対象とする予備送受信設備（空中線を除く。以下同じ。）は、当該局所の1系統のみを補助対象とする（接続された予備送受信設備がない場合は、当該局所内に保管されている接続されていない予備送受信設備一系統分を対象とする。）。

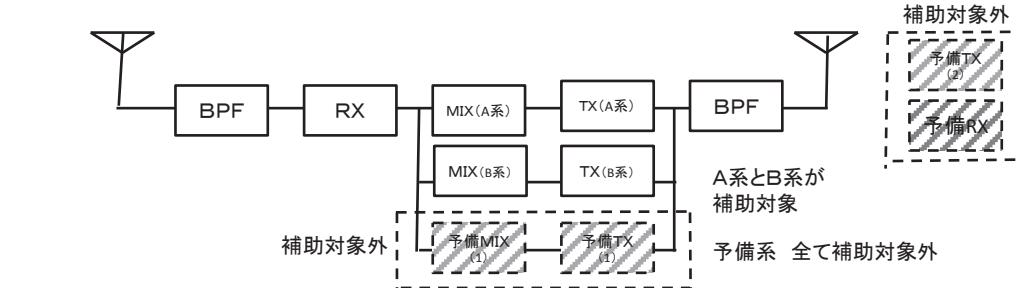
なお、補助財産の有効活用の観点から、接続されていない予備送受信設備については、容易に接続して使用できる状態のもの（ラックに収容されていることが望ましい。）であって、本体の送受信設備との間でローテーション使用を行うことが望ましい。

【参考例】補助対象となる予備送受信設備の考え方

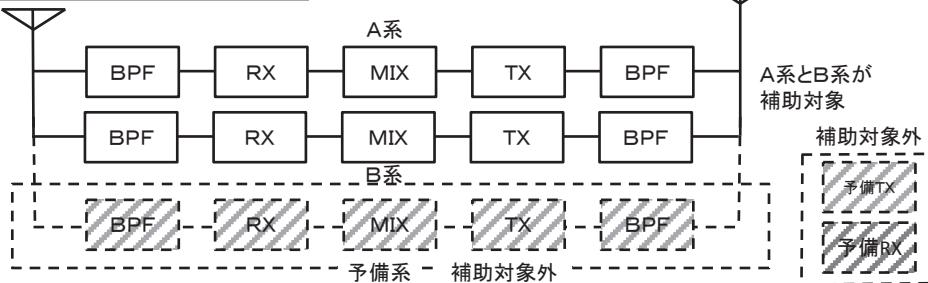
(1) 1台方式による場合



(2) 2台方式(一部1系統)による場合



(3) 2台方式(全部2系統)による場合



注：本項の説明は、対象となる補助対象設備とその取扱いについて示すものであり、自動的に補助対象外の設備を追加することなどについて縛るものではないので、念のため申し添える。

- ③ 予備品について
ファン、ヒューズ、アレスタ等の定期的な交換が必要となる設備の予備品は補助対象としない。
- ④ 監視装置、制御装置、警報装置（以下「監視装置等」という。）について
同一中継局所において補助金を受けて整備する中継局が複数あり、当該局所に整備される監視装置等の費用がそれぞれ異なる場合は、監視装置等の補助対象経費の上限を、当該局所に整備される監視装置等のうち最も安価な費用とする。なお、この費用は設備費と工事費を合算した費用を対象とする。
ただし、監視サービス等を利用する場合の加入金や委託監視を行う場合の委託料金は補助対象外とする。
- ⑤ 完成図書について
完成図書は1事業につき1セットの費用を上限として補助対象とする。
※連携主体の場合は、1放送事業者につき1セットの費用を上限とする。

(5) 本事業における具体的な補助対象設備及び補助対象経費

メニュー	内容及び施設・設備例	
(ア) 送信所		
① 局舎	<p>放送の送受信及び中継等の拠点となる局舎施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送設備を収容する局舎（屋根、壁、床、基礎がある建物施設又は収用シェルター） 放送設備を収容するボックス（鉄塔や電柱などに取り付けるものを含む） <p>対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 局舎及びボックスを新設する工事（基礎工事、局舎建設工事、屋根防水工事、内装工事、ラダー工事、照明・コンセントなど電気配線工事、接地工事、換気扇・空調工事、消火設備等） 既存局舎及びボックスを改修・増設する工事（間仕切り工事、放送設備を収容するためのスペース拡張工事、その内装改修工事、ラダー改修・移設・増設工事、照明・コンセントなど電気配線改修・移設・増設工事、接地工事、換気扇・空調工事などの設備改修・移設・増設工事、消火設備の改修・移設・増設工事、局舎の強度補強工事、その他既存設備を改修・移設する工事等） 	
② 鉄塔	<p>放送の送受信及び中継等の拠点となる鉄塔施設</p> <p>対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄塔の新設工事：鉄塔を新設する工事（最低限必要な機能、構造が対象となる） 既存鉄塔の改修工事：既存鉄塔を使用するために改修する工事 既存鉄塔の強度補強工事：既存鉄塔の強度確保するための改修工事 	
③ 外構施設	局舎及び鉄塔施設を使用するために必要な柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装、防草対策（防草シート等）、取り付け道路整備	
④ 受電設備 (電力引込み送電線を含む。)	<p>電力会社等から電源供給された電源を、放送の送受信及び中継等に安定使用するための設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 受電柱、高圧受電設備、受電盤、配電盤、分電盤、変圧トランス、耐雷設備等 	

	⑤ 送受信アンテナ	放送の送受信及び中継等に必要となるアンテナ設備 ・ 送信用アンテナ（スパータンスタイルアンテナ、双ループアンテナ、八木アンテナ、整合回路、分配装置、給電線、避雷装置、空中線切り替え装置、上・下給電装置等） ・ 受信用アンテナ（八木アンテナ、リングアンテナ、整合回路、分配装置、給電線、避雷装置等） ・ 中継用アンテナ（パラボラアンテナ、整合回路、分配装置、給電線、避雷装置等） ・ 既設送受信アンテナを共用するために必要な設備（空中線共用装置等）
	⑥ 送受信機	放送の送受信等に必要となる送受信設備 ・ 信号生成装置（レベル調整装置）、変調器、受信装置、周波数変換装置、電力増幅装置、電力合成装置、出力フィルター、疑似空中線等
	⑦ 中継回線設備	放送の中継等に必要となる中継回線設備 ・ 中継送受信装置、周波数変換装置、電力増幅装置、電力合成装置、出力フィルター、疑似空中線等
	⑧ 伝送用専用線（専用線引込み線及び端末装置を含む。）	放送の中継等に必要となる伝送用専用線設備 ・ 回線終端装置、伝送線路設備（光ファイバー、同軸ケーブル）、回線交換装置、ルーター、L2/L3 スイッチ、保安装置等
	⑨ 電源設備	放送の送受信及び中継等に必要となる電源設備 ・ 耐雷トランス、整流電源装置、安定化電源装置、高調波フィルター、無停電電源装置、蓄電池、非常用発電装置、電源切り替え盤、燃料タンク等
	⑩ 監視制御・警報・測定装置	放送の送受信及び中継等に必要となる監視制御・警報・測定装置 ・ システム監視制御装置、システム警報装置、アラーム通報装置、遠隔監視装置、空中線監視装置、放送番組モニター、電力監視計、測定装置等
	(イ) その他事業を実施するために必要な経費	—
	上記に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費	交付要綱別紙のとおり。
	附帯工事費	事業の工事全般に係る以下の経費 ○調査設計費：決定後に実施する現場調査、詳細設計（注） ○施工・構築費（注） ○改修補強費：施設および電柱（自営柱、電力柱、N T T 柱等）等の改修・補強に係る費用 ○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）

(注) 調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

(6) 補助対象とならない経費等

交付要綱で交付対象とされる費用であっても実施する事業の目的に沿わな	○工具（当該中継局に常置しないもの） ○測定器（当該中継局に常置しないもの） 等
-----------------------------------	--

いもの又は使用目的や効果が不明確なもの	
交付決定前に実施した工事費用等	事前着工については、交付決定日より前に締結された契約及び工事着工をいう（交付決定日前に締結された契約とは、契約日又が交付決定日前のことを指す）。また、申請書作成のための見積作成費用・現場調査費用等で、交付決定前に行われたものは交付対象とならない。よって、何らかの理由により交付決定日より前に工事に着工する場合は、交付決定日より前に着工した工事のすべてを補助対象外とすること。
消費税	放送事業者が事業実施主体の場合には対象外とする。
事務費	地方自治体が事業実施主体である場合の地方事務費等は交付対象外である
ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ○共架費（電柱使用料） ○各種機器等の保守・維持管理費用 ○電波利用料 ○リース（リース会社からサーバなどの機器をリースして設置する等）によるもの ○中継局用地の賃借料 ○保守サービス、監視サービス等のサービス加入料金等

注 工事着工とは

一般的に補助事業において工事を発注する場合、①工事内容を複数の業者に提示、②入札（又は合い見積もりの提出）、③落札者（又は契約者）決定、④最低価格を提示した業者と契約（契約書の交付）、⑤現場工事に着手、の順に手続が行われる。この手続中、①、②及び③（III 1 契約準備行為 参照）は交付決定前に行っても補助対象となるが、④及び⑤は交付決定後に行わなければ補助対象経費とはならない。

3 交付対象外の民放・NHK中継局と共に建設する場合の費用の切り分けの考え方

交付対象外の他局と共同建設する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設（設備）で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。少額であっても交付対象外の他局に補助金による支援が発生しないように配慮した上で、それぞれの事業内容等を勘案した合理的な方法を採用すること。

4 交付申請書の作成のポイントについて

交付申請及びそれに伴う交付決定は、整備事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱第10条に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。

(1) 提出書類について

① 申請書の構成

以下の資料を順番に編纂のこと。

- ア 申請書（交付要綱様式第1号）
- イ 整備計画書（別添1）
- イ 契約予定内容に関する調査票（別添2）
- ウ 見積書（別添3）
- エ 添付図面
- オ 口座設置届出書（別添4）
- カ 免許申請確約書（別添5）
- キ 参考資料

※ 共建の場合は、後述の（3-2）に示すとおり、費用按分の具体的方法を整理した文書を必ず添付すること。

※ この他、必要に応じてア～カを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付すること。審査の際に必要資料の提出を求めることがある。また、補助事業が地方公共団体（県域・広域放送については都道府県、コミュニティ放送については市区町村）の意向を反映したものである場合（地方公共団体が定める国土強靭化地域計画に沿ったものである場合、地方公共団体に事業の必要性を確認したものである場合等）は、その内容がわかる資料（国土強靭化地域計画の抜粋、地方公共団体の確認書等）を添付のこと。

② 構成上の留意点

- ア 申請書は正本（交付要綱様式第1号。代表者の押印があるもの）と副本（正本をコピーしたもの）の2部を提出すること。
- イ 交付要綱様式第1号により作成する申請書かがみ、同様式別紙1「補助事業の概要」及び別紙2「工事概要書」、見積書、添付図面等は内容が一致しているかどうか、必ず確認すること。
- ウ 交付対象外の他局との共同建設を実施する場合は、補助事業と別事業との区分が分かるようにすること。また、概要図、見積書等については、対象部分が分かるよう記載又は色分け等すること。
- エ 交付要綱に定める様式の他、放送事業者以外が事業実施主体となる場合には、本事業により整備する放送局の免許申請確約書を添付すること。

(2) 申請書様式（交付要綱様式第1号）の作成について

使用する様式は、交付要綱様式第1号、第1号別紙1第13、別紙2である。

別紙1第13の補助金申請額を記載する欄について、各経費区分ごとに千円未満の切捨てをせず事業費全体の補助率を掛けた額が合計額となるよう、各経費区分ごとの補助金額について端数処理（四捨五入等）をすること。

なお、放送事業者が実施主体（連携主体を含む。）であって、地方自治体が費用負担する場合については、備考欄にその内容を記載すること。

(3-1) 見積書の作成について

- ① 見積書は、工事業者・機器メーカー作成の見積書に加え、別添3による総括表と内訳表の二つを作成すること。総括表と内訳表は整備事業実施主体が自ら作成すること。
- ② 見積書は、必ず工事業者・機器メーカー作成の見積書どおり記載し、作成・提出すること。（物品費や工事費などの区別を行う必要は無く、見積書どおり記載すること。）
- ③ 別添3の見積書に記載する費目が本マニュアルⅡ2の交付対象範囲・経費に合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省へ確認すること。

(3-2) 見積書作成時の留意点

① 総括表について

ア 事業実施主体名を記載し、押印すること。連携主体の場合は連携する全事業者を記載し、代表実施主体名及び代表者が分かるように記載すること。

イ 本見積書を作成した日付を記載すること。日付が古いものについては見積りに係る仕様が申請時までに変更が発生していないか、補助事業者において確認をすること。総務省からも確認することがある。

ウ 件名は「平成〇〇年度民放ラジオ難聴解消支援事業」、事業名は「株式会社〇〇中継局整備事業」と表記すること。

エ 中継局整備を複数者が請け負う場合は、項目欄に請負業者名及びその工事等の概要を記載し、見積額を記入すると。

なお、見積りに交付対象外のものがある場合は、その内容及び金額を記入すること。（記載例は別添3参照）

② 内訳書について

- ア 業者見積りに記載された順序どおりに記載すること。複数の業者が請け負った場合は、A者の見積書の後にB者の見積書を記載すること。（記載例は別添3参照）
- イ 経費の明細が把握可能なレベルの費目を盛り込むこと。
- ・各機材・資材、工事項目について、交付対象、交付対象外の区別を明確にすること。
 - ・〇〇一式△△円となっている場合は、可能な限りその内訳を記載すること。特に労務費については一式で丸められて計上されたものは認めない。
- ウ 同一事業者が複数局所を整備する場合は、物品単価や工事単価統一すること。
- エ オ 購入機器と取付数量等の対応関係に留意すること（詳細は別添3見積書を参照）。
- カ 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。歩掛や按分等を行っている場合は、何の基準に基づいたものか確認できるよう見積書の備考欄に説明を加えること。
- キ 交付対象外の他局と共同建設して費用を按分する場合は、按分の考え方とその計算方法を見積書に記載すること。按分の考え方については按分比率の算出根拠を備考欄に記載し、加えて共同建設に関する基本契約書等の書類を添付すること。
- ク 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率計上とする場合には、何の基準に基づいているか確認出来る資料を添付すること。率計上によらず必要な経費を積上げる場合は、経費の内訳が確認できるよう、細目を明らかにすること。
- ケ 撤去費・移設費については、既存施設を撤去・移設しなければ新施設の建設事業が実施できないなどの事情が確認出来る資料（交付対象とする撤去工事の範囲が確認できる図面等）を添付すること。放送に必要な施設・設備の設置に際して阻害要因となる施設・設備でない限り、元々ある施設・設備の撤去にかかる費用の計上は認めない。
- コ 費用の計算の際は、1,000円未満の端数は四捨五入等の基準による切上げ処理はせず、経費区分（施設・設備費／用地取得費・道路費）ごとに切捨て処理を行うこと（表計算ソフトでは表示されている数値とは異なり、自動で切り上げ処理がされる場合があるため注意すること。）。
- サ 工事業者が作成した見積書については、見積書の宛名が補助事業者であること。なお、複数の放送事業者が共同で中継局を整備する場合においても、工事業者が作成する見積書は補助事業者毎に単独の見積書を作成するか、見積書の詳細項目毎に事業者毎の費用を明記させること。

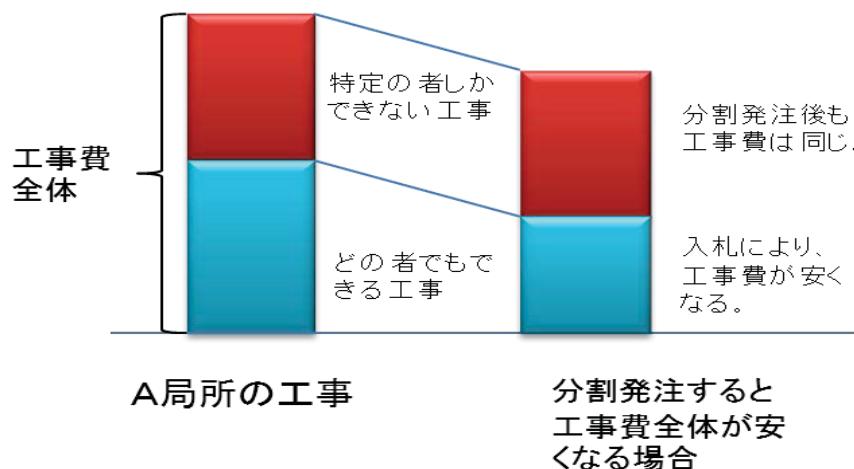
（4）契約予定内容に関する調査票（別添2）

随意契約（プロポーザル方式及びコンペ方式、見積合わせ方式も含む。）による場合、なぜ随意契約とすることが必要なのかを明確に記載すること。

また、いずれの契約方式を予定していても、合い見積もりが取得できない合理的な説明がない限り、合い見積もりを取得した上で申請をすること。ただし、契約準備行為として交付申請前に入札を行った場合を除く。

発注は、1局所1契約の発注とし、分割発注をしないことが望ましい。ただし、一契約の発注だと随意契約とならざるを得ない場合（例：これまで導入した監視装置との接続の関係上、監視装置は随意契約にせざるを得ず、他の工事も一契約の発注だと随意契約となってしまう場合）に、随意契約部分の発注を切り離して、残った部分の発注が競争入札となる場合であって、結果として工事費全体が安くなる場合においては、分割発注を可とする。

例 分割発注を認める例



(5) 添付図面について

- ① 添付図面は、補助金で整備する施設・設備の内容を把握できるものとすること。
- ② 添付図面には「図面名」「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助対象となる部分と補助対象外となる部分を色分けすること。第〇期工事等と複数の工期がある場合や他事業者と共に建設の場合は、本補助金によって整備する部分が容易にわかるようにすること。
- ③ 添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取図、設計の概要図（鉄塔、局舎の立面図・平面図、伝送路線図等（寸法も記載のこと））、放送機器系統図、放送機器設置図、放送エリア図（コマタ図）で構成すること。
- ④ 添付図面に記載された機器等と見積書との整合性がとれていること。